

意見書

平成23年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-8477

(ふりがな) とうきようと みなとく とらのもん

住所 東京都港区虎ノ門3丁目4-7

(ふりがな) こうせいがいしやかぶしがいしや ういるこむ

氏名 更生会社株式会社ウィルコム

かんざいにん みやうち けん

管財人 宮内 謙

かんざいにん こしづか かずお

管財人 腰塚 和男

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

この度は、NTT東西殿接続約款案に対し、意見を申し述べる機会をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

加入系光ファイバ接続料は、継続的な低廉化の方向が示されたものの、政府の掲げる「光の道」の実現や持続的な公正競争環境の維持の観点からは、更に見直すべき点があると考えております。以下、具体的なポイントについて、意見を述べさせていただきます。

【具体的ポイント】

1. 需要拡大のための貸出し方法について

- ・ 「光の道」の実現、光サービスの低廉化には、多数の事業者が公平な競争環境の下、切磋琢磨しユーザーサービスを提供していくことが必要であると考えております。
- ・ 今回の申請案においては、光ファイバの貸出し方法は従来のを踏襲しておりますが、シェアドアクセスにおける分岐端末回線単位による提供など、接続事業者にとって利用しやすい方法を認めることが、将来の需要拡大・コスト削減につながるものと考えております。

2. 乖離額調整制度について

- ・ 乖離額調整制度は、接続事業者にとって予見性が損なわれるとともに、NTT東西殿のコスト削減インセンティブを減じるものであると考えております。
- ・ 現状のNTT東西殿のシェア(75%)や、現状の貸出しルールを踏まえた場合、乖離発生における接続事業者の要因は必ずしも大きなものといえないことから、現時点で、本制度を認める必要性は低いものと考えます。

3. 算定根拠について

- ・ 1に述べたとおり、今後の需要については貸出し方法によるところが大きいものと考えます。貸出し方法の見直しとともに算定に用いる需要も再検討すべきと考えます。
- ・ 光ファイバ耐用年数については、今後の光ファイバ需要の拡大・技術革新を踏まえて算定すべきと理解しております。

4. レガシー系サービスの取扱い

- ・ 別途意見募集がなされている実際費用方式に基づく接続料が申請されておりますが、従来の算定方式による場合、メタル回線などレガシー系サービスは将来的には継続的な値上がりが懸念されます。光ファイバ接続料の低廉化の議論とともに、レガシー系サービスの接続料についても長期的展望にたった検討が必要であると考えております。

以上